

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

安芸高田市長 藤本 悦志

1 専決処分の内容

令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）

2 専決処分年月日

令和8年3月24日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）について、専決処分する。

令和8年3月24日

安芸高田市長 藤本 悦志

1 予算の内容

別紙「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」のとおり

(別 紙)

令和 7 年度安芸高田市一般会計補正予算 (第 11 号)

令和 7 年度安芸高田市の一般会計補正予算 (第 11 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,811,324 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 24 日専決

安芸高田市長 藤本 悦志

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入 款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
19 繰入金		823,356	21,000	844,356
	2 基金繰入金	790,060	21,000	811,060
歳 入	合 計	20,790,324	21,000	20,811,324

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		3,875,215	21,000	3,896,215
	1 総務管理費	3,452,278	21,000	3,473,278
歳 出	合 計	20,790,324	21,000	20,811,324

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額
19 繰入金	823,356
歳入合計	20,790,324

(単位:千円)

補 正 額	計
21,000	844,356
21,000	20,811,324

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,875,215	21,000	3,896,215
歳出合計	20,790,324	21,000	20,811,324

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	21,000
0	0	0	0	21,000

2. 歳入
(款) 19 繰入金

款	項	補正前の額	補正額	計
	目			
19	繰入金	823,356	21,000	844,356
	2 基金繰入金	790,060	21,000	811,060
	1 財政調整基金繰入金	99,452	21,000	120,452

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	21,000	財政調整基金繰入金

3. 歳出
(款) 2 総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費		3,875,215	21,000	3,896,215	0	0	0	21,000
	1	総務管理費	3,452,278	21,000	3,473,278	0	0	0	21,000
		10 諸費	74,402	21,000	95,402	0	0	0	21,000

(単位 : 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金 利息及び割引料	21,000	諸費 経費	21,000
		市税還付金	21,000
		22 償還金利息及び割引料	21,000
		市税還付金	21,000